明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（法務二六）　一
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院七）　一
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務四三六）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三六八、三六九）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通一一三一）　五
○建設業法施行令第二十七条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部を改正する件（同一一三二）　五
○二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件の一部を改正する件（同一一三三）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同一一三四）　六
○船舶気象通報規程の一部を改正する告示（海上保安庁二〇五）　六
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（同二〇六）　六
○航路標識に関する件（同二〇七、二〇八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局四六三、四六四）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（同四六五、四六六）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇三、一〇四）　七
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局二〇〇）　七
○道路に関する件（四国地方整備局九七）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二〇五）　八
〔国会事項〕
会計検査院　八
〔人事異動〕
会計検査院　八
〔皇室事項〕
諸事項　九
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　九
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
最低賃金の改正決定に関する公示（秋田労働局最低賃金公示三、愛媛同五、六）　一〇
国家試験
平成二十五年度特別支援学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二七
会社その他

省令

○法務省令第二十六号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

法務大臣　谷垣　禎一

登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　東京法務局町田出張所管内東京都町田市小山町、森野六丁目及び矢部町に属する地域（平成二十五年十二月一日に神奈川県相模原市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、横浜地方法務局相模原支局で取り扱わせる。

第二条に次の一項を加える。

4　横浜地方法務局相模原支局管内神奈川県相模原市中央区上矢部一丁目、淵野辺本町一丁目及び宮下本町一丁目に属する地域（平成二十五年十二月一日に東京都町田市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、東京法務局町田出張所で取り扱わせる。

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条第四項を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年二月十日から施行する。

規則

○会計検査院規則第七号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月二十二日

会計検査院長　河戸　光彦